4　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　b780　e52f　c041　3922　5541　3296　a98f　a575　14a9　589e

5　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　e439　bc2f　1e92　4d4a　a890　4067　4a66　e96e　0e7c　a336　54bb　4e32　f3ff　08ba　8ca6　4293

6　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その３）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　f9b1　b2bf　fb02　abbf　fe82　d767　044d　e469　88c8　4b82

7　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その３）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　369b　792f　7898　64fd　b322　4daf　ce6e　05c4　73d5　a8c3　22d2　f5c1　51b9　daaf　af f9　c0ee

8　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その４）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　1823　f697　70d2　ce8b　26f1　5ca9　3d9b　4e1c　f63a　66d8

9　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その４）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　3c3e　d6b9　271f　82a8　da2c　6a98　f7cc　2e4b　1ec9　a2a4　a5de　6116　e948　e6a5　db5b　4799

10　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の法人番号　1011001040181

11　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称　ＧＭＯグローバルサイン株式会社

12　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称の英語表記　GMO GlobalSign K.K.

13　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の住所　東京都渋谷区道玄坂一丁目２番３号

○外務省告示第二百七十六号

平成十九年九月二十八日にロンドンで採択された「二千七年の国際コーヒー協定」の有効期間は、その第四十八条⑶の規定に従い、令和十年二月一日まで延長された。

（令和七年三月二十七日付け国際コーヒー機関理事会決議第四百八十六号）

令和七年七月二十四日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百七十七号

令和七年六月二十七日にアンカラで、地震被災地域における復旧・復興計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がトルコ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　地震被災地域における復旧・復興計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三十八億円

3　贈与の供与期限　令和十年六月三十日

4　署名者

日本側　勝亦孝彦在トルコ大使

トルコ側　ケレム・ドンメズ国庫・財務省対外経済関係局長

令和七年七月二十四日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百七十八号

令和七年七月七日にリヤド（サウジアラビア）で、イエメン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億円

3　署名者

日　本　側　中島洋一在イエメン大使

世界食糧計画側　アブダッラー・アルワルダート在イエメン事務所グローバル・パートナー政府連携部門部長

令和七年七月二十四日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百七十九号

令和七年七月十日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国におけるポリオ撲滅計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ポリオ撲滅計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　七億千四百万円

3　贈与の供与期限　令和八年七月三十一日

4　署名者

日　本　側　黒宮貴義在アフガニスタン大使館大使

国際連合児童基金側　タジュディーン・オイワレ在アフガニスタン事務所代表

令和七年七月二十四日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百八十号

令和七年六月二十五日にビエンチャンで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　四億二千万円

3　贈与の供与期限　令和十五年十二月三十一日

4　署名者

日本側　小泉勉在ラオス大使

ラオス側　フォンサムット・アンラワン外務副大臣

令和七年七月二十四日

外務大臣　岩屋　毅

○農林水産省告示第千百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県湖南市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び湖南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県湖南市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び湖南市役所に備え置いて縦覧に供する。）